

武蔵野市立武蔵野商工会館市民会議室の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和6年12月4日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市立武蔵野商工会館市民会議室の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称及び所在地
武蔵野市立武蔵野商工会館市民会議室
武蔵野市吉祥寺本町1丁目10番7号
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
武蔵野商工会議所
武蔵野市吉祥寺本町1丁目10番7号
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案する。